

兵庫県公報

平成22年4月1日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成9年兵庫県告示第444号（個人情報の保護に関する条例に基づく法人の指定）の一部改正（文書課）	1
○ 平成12年兵庫県告示第1244号の2（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部改正（同）	1

告 示

兵庫県告示第406号

平成9年兵庫県告示第444号（個人情報の保護に関する条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「財団法人兵庫県国際交流協会」を「公益財団法人兵庫県国際交流協会」に、「財団法人兵庫県青少年本部」を「公益財団法人兵庫県青少年本部」に、「財団法人ひょうご産業活性化センター」を「公益財団法人ひょうご産業活性化センター」に、「財団法人阪神・淡路大震災復興基金」を「公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金」に、「財団法人兵庫県住宅再建共済基金」を「公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金」に改める。



兵庫県告示第407号

平成12年兵庫県告示第1244号の2（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「財団法人兵庫県青少年本部」を「公益財団法人兵庫県青少年本部」に、「財団法人兵庫県高齢者生きがい創造協会」を「財団法人兵庫県生きがい創造協会」に、「財団法人ひょうご産業活性化センター」を「公益財団法人ひょうご産業活性化センター」に、「財団法人兵庫県国際交流協会」を「公益財団法人兵庫県国際交流協会」に、「財団法人阪神・淡路大震災復興基金」を「公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金」に、「財団法人兵庫県住宅再建共済基金」を「公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金」に改める。